

諮詢

平成24年7月13日

図書館協議会
会長 渡部 哲様

苦小牧市立中央図書館
館長 石井之



図書館法第14条第2項に基づき、下記のとおり諮詢致します。

記

諮詢事項 苦小牧市立中央図書館への指定管理者制度導入のあり方

- 1 事業のあり方
- 2 運営経費のあり方
- 3 組織のあり方

諮詢理由

苦小牧市立中央図書館は、市民文化公園内という素晴らしい環境の中で市民はもとより地元の事業所及び各種団体から多くのご理解とご支援をいただきながら、読書環境の整備に努めてまいりました。

しかし、近年の市民生活を取巻く社会環境の大きな変化は、市民の必要な知識の範囲を広げ、それらに必要な知識や情報が適切に収集できる環境が求められているものと感じています。

こうした中で、本館を取巻く環境も大きく変化し、特に書籍出版や情報・通信などの情報環境など劇的に変化しています。

これらに対応するため図書館業務やサービス等の枠組みを再構築する必要性を感じているところですが、現在の地方行政を取巻く厳しい環境の中で実現することは、大変難しいと判断しているところです。

そうしたことから、多様化する市民の期待に応え、さらに図書館の改善・発展を図り、柔軟な発想で創造性豊かなサービス提供と効率的な運営を行うため、指定管理者制度導入を検討しています。

つきましては、苦小牧市立中央図書館への指定管理者制度導入のあり方について、ご意見を取りまとめいただきたく、諮詢いたします。